

# 福祉文教委員会会議録

令和8年9月15日（火）

（開 会） 10：00

（閉 会） 10：55

## 【 案 件 】

1. 議案第 91号 飯塚市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例
2. 議案第 92号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
3. 議案第 93号 飯塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
4. 議案第 94号 飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
5. 議案第 95号 飯塚市穂波福祉総合センター条例の一部を改正する条例
6. 議案第100号 財産の取得（端末管理機能ライセンス）
7. 議案第101号 訴えの提起（介護給付費返還請求事件）
8. 議案第102号 指定管理者の指定（飯塚市文化会館）

## 【 所管事務調査 】

1. 小・中学校における空調設備について

## 【 報告事項 】

1. 庄内保健福祉総合センター浴場におけるレジオネラ属菌の検出について  
(社会・障がい者福祉課)

---

### ○委員長

ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。「議案第91号 飯塚市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

### ○教育総務課長

「議案第91号 飯塚市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例」について、補足説明いたします。提案理由といたしましては、教育を受ける機会の支援を拡充するため、本案を提出するものでございます。

6ページをお願いいたします。改正内容について、この新旧対照表に基づき、説明させていただきます。

まず、第5条（奨学生の資格）については、第2号中の「高等学校（私立）」を「高等学校」に改めます。その理由については、令和8年度から国の高等学校等就学支援金制度が拡充され、私立高校においても授業料の実質無償化が実現されました。これを受け、先行して授業料が無償化されたことで本制度の対象外としていた公立高校を再度対象とし、公立・私立の区分にとらわれない包括的な支援を実施しようとするものです。

次に、第13条（奨学資金の返還の免除）については、新たに第4号の規定を追加し、改正前の「第4号」を「第5号」に改めます。その理由につきましては、返還時の免除制度において、従来の定住促進を目的とした市内居住要件に加え、地域経済を支える有能な人材の確保を目的とした市内居住かつ市内就業の要件を追加するもので、若年層の市内定住及び市内中小企業等への就職、定着を一体的に後押しし、同時に地域経済の活性化と地元産業の振興に寄与しようとするものでございます。

次に、飯塚市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例別表（第6条、第11条関係）については、「高等学校（私立）」を「高等学校」に改め、毎年度新規貸付人員「10人以内」を「20人以内」に、また大学等区分の毎年度新規貸付人員「20人以内」を「25人以内」に拡充し、それぞれ改めます。なお、施行期日は公布の日からとしております。

以上、簡単ですが「議案第91号 飯塚市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例について」、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第91号 飯塚市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例」については、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第92号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○保育課長

「議案第92号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明いたします。

議案書の8ページをお願いいたします。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、関係規定を整備するものでございます。条例改正の内容につきまして、新旧対照表によりご説明いたします。

議案書の9ページをお願いいたします。児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、令和7年改正法による、改正前の国家戦略特別区域法に規定する「国家戦略特別区域小規模保育事業」を廃止し、「満3歳以上限定小規模保育事業」を創設するため、第7条（保育所等との連携）に保育内容支援の実施に係る規定を追加しております。

次に、14ページをお願いします。第19条（家庭的保育事業所等内部の規程）及び第29条（小規模保育事業の区分）で「満3歳以上限定小規模保育事業」の文言を追加しております。

次に、19ページから21ページで第50条（準用）附則第3条（連携施設に関する経過措置）、第6条（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）及び第9条の規定について、条文の整理を行うものでございます。

次に、議案書13ページをお願いいたします。学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力の防止等のための措置に関する法律により、学校設置者等として、従事者による児童対象性暴力等を防止する措置等の実施が義務づけられること、及び従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならない旨の規定を整備するため、第13条の2（児童対象性暴力等の防止）を追加するものでございます。

次に、議案書14ページをお願いいたします。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令により、議案書の14ページ、第31条（職員）、議案書の16ページ、第33条（職員）、議案書の17ページ、第37条（利用定員）及び第46条（職員）、議案書の18ページ、第49条（職員）で理学療法士等を保育士とみなすことのできる規定を整備するものでございます。

なお、この条例は公布の日の翌日から施行し、第13条の2の改正規定は、令和8年12月25日から施行するものでございます。また、児童福祉法等の一部を改正する法律附則第3条

第4項の条例で定める日は、この条例の公布の日とするものでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○石川委員

「議案第92号」、3つの改正内容について、それぞれ説明をお願いします。

○保育課長

「議案第92号」は、3つの法改正により、関係規定を整備しております。まず、満3歳以上限定小規模保育事業の創設により、これまで国家戦略特別区域だけで認められていた3歳から5歳のこどものみを対象とした、小規模保育事業が全国で実施できるようになります。

次に、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力の防止等のための措置に関する法律により、学校設置者等として、従事者による児童対象性暴力等を防止する措置等の実施が義務づけられることから、従事者に係る犯罪事実確認、その他の必要な措置を講じなければならない旨の規定を整備するものです。

次に、保育所における保育士の数の算定に当たって、当該保育所に勤務する理学療法士等を1人に限り保育士とみなすことができることになります。

○石川委員

さきの質問で、対象となる事業所が本市にはこの条例に関して、存在しないということでしたけれども、今後、新たに該当する事業所の進出や設立、あるいは既存事業所が規模を拡大してというような具体的な計画や見込みは、把握されていますでしょうか。

○保育課長

現時点では、新たな事業者の進出、既存事業者が事業の拡大等を行うというような情報はつかんでおりません。

○石川委員

国の基準の変更に伴う、条例上の整合性を図るための機械的な改正ということによろしいでしょうか。

○保育課長

質問委員のおっしゃるとおりでございます。

○石川委員

令和8年12月25日に施行される学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力の防止等のための措置に関する法律の概要について、ご説明ください。また、施行に伴い、どのようなことが必要になりますか。

○保育課長

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力の防止等のための措置に関する法律が令和6年6月26日に公布、本年12月25日に施行されます。この制度は、児童等に教育保育等を提供する事業者に対し、従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等を義務づけるもので、こども家庭庁から学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力の防止等のための措置に関する法律施行に向けた「義務事業者用準備ガイド」に基づく、制度についての従事者等への周知、犯罪事実確認、防止措置、従事者向け研修の計画策定実施、情報管理規程の作成、規定に沿った情報管理体制の整備について通知があり、現在、制度について、従事者等へ周知を行っているところでございます。

○石川委員

制度について、周知を行っているということですが、保育施設での性暴力の防止の取組については、どのように対応されてますでしょうか。

○保育課長

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力の防止等のための措置に関する法律では、対象となる全ての従事者に対し、性暴力防止への関心を高めるとともに、そのために取り組むべきことに関する理解を深めるための研修を受講させることが事業者に義務づけられております。こども家庭庁において、標準となる研修教材などを参考に、研修を実施していきたいと考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第92号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」については、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第93号 飯塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○保育課長

「議案第93号 飯塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明いたします。

議案書の22ページをお願いいたします。乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、関係規定を整備するものでございます。条例改正の内容につきまして、新旧対照表によりご説明をいたします。

議案書の23ページをお願いいたします。学校設置者等及び民間教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律により、学校設置者等として、従事者に係る犯罪事実確認、その他の必要な措置を講じなければならない旨の規定を整備するため、児童対象性暴力等の防止に係る規定を新設するものでございます。なお、本条例は令和8年12月25日に施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第93号 飯塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」については、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第94号 飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○保育課長

「議案第94号 飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明いたします。

議案書の24ページをお願いいたします。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並び

に特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、関係規定を整備するものでございます。条例改正の内容につきまして、新旧対照表によりご説明をいたします。

議案書の25ページをお願いいたします。児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、令和7年改正法による改正前の国家戦略特別区域法に規定する「国家戦略特別区域小規模保育事業」を廃止し、「満3歳以上限定小規模保育事業」を創設することに伴い、第7条（正当な理由のない提供拒否の禁止等）、議案書26ページの第8条（あっせん、調整及び要請に対する協力）、議案書27ページの第10条（教育・保育給付認定の申請に係る援助）及び第14条（利用者負担額等の受領）、議案書29ページの第21条（運営規程）、議案書30ページの第26条（虐待等の禁止）及び第36条（特別利用保育の基準）、議案書32ページの第37条（特別利用教育の基準）、議案書34ページの第38条（利用定員）、議案書36ページの第40条（正当な理由のない提供拒否の禁止等）、議案書37ページの第41条（あっせん、調整及び要請に対する協力）、議案書38ページの第42条（心身の状況等の把握）及び第43条（特定教育・保育施設等との連携）、議案書43ページの第44条（利用者負担額等の受領）、議案書44ページの第47条（運営規程）及び第48条（勤務体制の確保等）、議案書45ページの第50条（記録の整備）及び第51条（準用）、議案書46ページの第52条（特別利用地域型保育の基準）、議案書48ページの第52条の2の規定を新たに追加し、議案書50ページの第53条（特定利用地域型保育の基準）について、条文の整理を行うものでございます。

なお、この条例は公布の日の翌日から施行するものでございます。ただし、児童福祉法等の一部を改正する法律附則第6条第3項の条例で定める日は、この条例の公布の日とするものでございます。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○石川委員

「議案第92号」及び「議案第93号」の改正には、児童対象性暴力等防止に関する条文の追加がありますが、「議案第94号」の改正には、児童対象性暴力等防止に関する条文の追加がありません。その理由について、ご説明をお願いします。

○保育課長

「議案第94号」の飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例は、保育所、こども園等の運営に関する基準を定めた条例となっており、令和7年12月25日に公布されました内閣府令第104号により、保育所・こども園等を含む児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に児童対象性暴力等の防止を新設する法律の改正が既に行われているため、市の条例の改正の必要はございません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第94号 飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」については、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第95号 飯塚市穂波福祉総合センター条例の一部を改正する条例」を議題と

いたします。執行部の補足説明を求めます。

○社会・障がい者福祉課長

「議案第95号 飯塚市穂波福祉総合センター条例の一部を改正する条例」の補足説明をいたします。

議案書53ページをお願いいたします。本案は、現在、指定管理者に管理を行わせております飯塚市穂波福祉総合センターについて、令和9年3月31日の現指定管理期間満了をもって、施設を一時休館し大規模改修を実施することとしており、この当該工事期間中に市長による施設維持管理を行う必要があるため、また、その後、市長または指定管理者のいずれによっても管理することができるよう本案を提出するものです。

議案書の54ページ以降、新旧対照表をお願いいたします。現在の条例では、第3条第1項において、飯塚市穂波福祉総合センターの管理は指定管理者に行わせるものとする規定しておりますが、施設休館後は直営による施設管理を行う必要がありますことから直営または指定管理による施設管理が行えるようにするため、第3条を「飯塚市穂波福祉総合センターの管理を指定管理者に行わせることができる」と改正を行うものでございます。併せまして、同条第3項において、大規模改修後に施設を指定管理者に管理させる際の読替規定を追加しております。以降、第4条から議案書58ページの第13条別表（第11条関係）まで、本件内容に則した文言等の整理を行うものです。

以上、簡単ではございますが、「議案第95号 飯塚市穂波福祉総合センター条例の一部を改正する条例」の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第95号 飯塚市穂波福祉総合センター条例の一部を改正する条例」については、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第100号 財産の取得（端末管理機能ライセンス）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○教育総務課長

「議案第100号 財産の取得（端末管理機能ライセンス）」について、補足説明いたします。

議案書の79ページをお願いいたします。提案理由としましては、端末管理機能ライセンスを取得するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、本案を提出するものでございます。

取得する財産は、端末管理機能ライセンス6807本、取得価格は、2433万5025円、契約の相手方は、福岡市博多区博多駅前二丁目19番24号、株式会社 大塚商会 九州支店 支店長 梅原章行、契約の方法は、指名競争入札となっております。

GIGAスクール構想に基づき、整備している一人一台端末につきましては、端末整備・更新計画に従い、順次更新を行っております。

今回の議案は、その端末更新に付随して必要となる端末管理機能ライセンスを取得しようとするものです。なお、端末管理機能ライセンスとは、ネットワークを介してユーザー管理やアクセス制御等を行うためのものであり、GIGAスクール端末においては実装が必須とされている機能でございます。この機能を有することで、平時における適切なユーザー管理やネット

ワーク制御に加え、万が一の紛失・盗難等におけるリモートロックによるアクセス制御等が可能となり、不正使用や内部データの流出を防ぐことができます。

以上、簡単ですが、「議案第１００号 財産の取得（端末管理機能ライセンス）」について、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第１００号 財産の取得（端末管理機能ライセンス）」については、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第１０１号 訴えの提起（介護給付費返還請求事件）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○介護保険課長

「議案第１０１号 訴えの提起（介護給付費返還請求事件）」につきまして、補足説明をいたします。

議案書８０ページをお願いいたします。本事件の被告となるのは、飯塚市横田７００番地１にある株式会社白鳳会で代表取締役は、篠崎氏でございます。

補足資料の１ページをお願いします。事件の概要としましては、福岡県がデイサービス百舞に対する運営指導を実施し、人員基準欠如による算定誤りを指摘しました。当事業所を運営する株式会社白鳳会は、介護保険給付分３９６万３９９１円を飯塚市に自主返還する旨を記載した改善報告書を県に提出しました。

本来であれば、過誤により生じた自主点検による給付費の返還は、過誤調整により処理するものですが、県がデイサービス百舞に対し指定取消処分を行ったため、保険者である本市から株式会社白鳳会に対し、返還金額３９６万３９９１円を支払うよう令和７年８月２９日に通知しました。全額の返還を求めています、返還に応じておりません。

資料の２ページから３ページにかけまして経過を掲載しております。本市としましては、被告とは複数回の電話や面談で返還について協議を行ってりましたが、最終的には連絡が取れない状態となったため、福岡地方裁判所飯塚支部に訴えを提起するものです。

以上、簡単ではございますが、「議案第１０１号 訴えの提起（介護給付費返還請求事件）」の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第１０１号 訴えの提起（介護給付費返還請求事件）」について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第１０２号 指定管理者の指定（飯塚市文化会館）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○文化課長

「議案第102号 指定管理者の指定（飯塚市文化会館）」でございます。

議案書82ページをお願いいたします。「議案第102号 指定管理者の指定（飯塚市文化会館）」について、補足説明させていただきます。

本案は、現在、指定管理者に管理を行わせております、飯塚市文化会館の指定管理期間が本年度末で満了することから、次年度以降の新たな指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるため提案するものでございます。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、飯塚市文化会館でございます。指定管理者となる団体は、公益財団法人 飯塚市教育文化振興事業団でございます。同団体につきましては、現在、当該施設の指定管理者として、管理運営を行っているところでございます。指定管理者に管理を行わせようとする期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間でございます。指定候補者の選定については、飯塚市指定管理者選定委員会が令和8年6月25日、7月16日の2回開催され、7月21日に選定委員会委員長より市長へ答申がなされております。

議案書83ページ、指定管理者指定議案資料をお願いいたします。施設の概要、指定管理者となる団体の概要につきましては、資料に記載のとおりでございますので、省略させていただきます。

議案書84ページ、非公募により選定を行った理由について、ご説明いたします。非公募にした理由といたしましては、同団体は、市が出捐して設立した公益財団法人であり、施設との関係が密接不可分であること。団体の役割と施設の設置目的、機能が一致していることから、安定的・効果的な施設運営が期待できること。また、実績があることから飯塚市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条ただし書きの規定に基づき、非公募としたものでございます。指定管理料の上限額は、単年度1億6542万円でございます。

85ページ以降は選定評価書でございます。選定評価結果につきまして、選定評価点数は1120満点中854点、率にして76.25%の評価結果でございました。

以上、簡単ではございますが、「議案第102号 指定管理者の指定（飯塚市文化会館）」の補足説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○藤間委員

賛成討論です。非公募であることに特に異論はないんですけれども、非公募である以上、やはり、競争が働かないと大変ですけれども、しっかりと事業評価とか今後の目標とか振り返りをしっかりしていただきたいという当たり前のことだけ言わせていただきます。以上でございます。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第102号 指定管理者の指定（飯塚市文化会館）」について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長

次に、藤間委員のほうから「小・中学校における空調設備について」所管事務調査をしたい旨の申出がっております。藤間委員、具体的な内容の説明をお願いいたします。藤間委員に

発言を許します。

○藤間委員

学校体育館、特別教室の空調設備における優先順位と具体的な整備計画について、所管事務調査をお願いしたいと思っております。限られた財源の中で整備を進めるには、優先順位に合理的な根拠があり、市民がその理由を理解できることが求められます。また、将来の整備方針には実施時期や財政面の裏づけが必要でございまして、それを明らかにすることでこどもの学習環境と市民の安全を守る取組が責任を持って着実に進められるか確認したいと思い、所管事務調査をお願いしたいと思っております。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として「小・中学校における空調設備について」、所管事務調査を行うことに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、所管事務調査を行うことに決定いたしました。

「小・中学校における空調設備について」を議題といたします。藤間委員に質疑を許します。

○藤間委員

質問は2点ございまして、1つ目は、同僚議員の一般質問に対し、25校のうち5校に先行して空調設備を設置し、その理由は避難所を優先するためとのご答弁がありました。25校全てが避難所である中で先行して整備する5校はどのような基準で選定されたのでしょうか。市の防災計画における位置づけを踏まえて、25校の整備の優先順位とその根拠をお示してください。

また、令和13年度までに全校の空調設備を完了するとのご答弁がありましたが、各校の工事の順番と実施時期を含めて、具体的な整備計画をお示してください。

○教育施設課長

さきの本会議のご答弁と重なる部分がありますが、ご了承願います。全ての小中学校における熱中症対策は等しく重要であり、どの学校の子どもたちも大切な存在であることから純粋に熱中症の危険度だけで5校に絞り込むことは、公平性の観点からも非常に困難な判断でありました。そうした中で、今回活用する国の補助要件を確認いたしますと、単なる児童生徒の熱中症対策にとどまらず、災害時における避難所機能強化も重要な柱として掲げられておりました。

本市におきましても、ほとんどの学校屋内運動場は地域の住民の皆様が避難所生活を送るための極めて重要な避難所であり、防災拠点として位置づけられています。そのため、今回は熱中症対策としての緊急性が全校同等であるという前提に立ち、もう一つの柱である災害時の避難所機能強化に着目したものでございます。

飯塚市地域防災計画等に基づき、指定緊急避難場所としての指定状況や地域における防災上の重要度といった客観的な基準を当てはめて整理いたしましたところ、結果として今回の5校を選定したものでございます。決して、特定の学校を優遇したものではなく、また軽視しているわけでもございません。国の補助要件である児童生徒の安全、避難所機能の強化といった2つの側面を最大限に満たすための苦渋かつ合理的な選択であったとご理解いただきたいと思います。

なお、今回先行する5校以外の学校につきましても、引き続き、早期の設置に向けて全力を尽くしてまいりますので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げたいと思っております。

続きまして、飯塚市地域防災計画における位置づけを踏まえということでございますけれども、先ほどの答弁と重なりますけれども、5校につきましては飯塚市地域防災計画においてレベル3（高齢者等避難）において開設される風水害時の指定避難所開設基準順序を基に選定したものでございます。5校のうち、指定緊急避難場所として指定されているのが片島小学校と小中

一貫校幸袋校であり、レベル3（高齢者等避難）で開設されるのは椋本小学校、内野小学校及び小中一貫校颯田校となっております。また、5校以外の20校のうち3校は避難所指定されてなく、17校の体育館が指定されておりますが、開設基準レベル4（避難指示）の大規模災害時において、開設が判断される指定避難所となっているところでございます。

今回の最初の5校の前倒し整備につきましては、熱中症対策の緊急性に加え、国の補助要件の一つである避難所機能強化という通常時とは異なる条件を同時にクリアする必要があったための判断でございます。

しかしながら、今後、小・中学校に順次設置を進めていくフェーズにおきましては、小学校から実施か、中学校から実施かの順序や、児童数が多い規模の大きな学校を一つの優先指標として位置づけていくことも必要ではないかと考えております。

最後に整備計画でございますけれども、これもまた繰り返しのご答弁で申し訳ございませんが、次年度より順次着実に整備を行ってまいりますけれども、今現在、基本設計を行っているところでございまして、その基本設計後に今後の整備につきましては、計画を立ててまいりたいと考えております。国も当初、令和17年度中に100%の整備をしていくとの方針を令和13年度までに前倒しして、全国の屋内運動場へ空調設備を整備していくという方針を打ち出しておりますので、それに向けて本市も早急に取り組んでまいりたいと考えております。

○藤間委員

ご答弁ありがとうございます。小・中学校体育館へのエアコンの整備については、真に優先すべきは児童生徒の熱中症対策ではないでしょうか。猛暑の中で活動が制限されることもたちの環境改善こそ急務でございます。さらに、避難所機能を理由にするのであれば、教育委員会単独ではなく、市長部局と事前に十分に連携して、まちづくり全体の視点が不可欠です。子どもたちの命を守り防災機能を強化するため、全校での早期設置を強く求めます。という同僚議員の主張がございましたが私としても、優先順位をしっかりと検討した上で早期設置を行っていただければと思っております。ご答弁のとおり早期設置を目指して、全力で早期設置とのお答えがございましたので、そのとおりやっていただければと思います。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10：46

再 開 10：46

委員会を再開いたします。

○藤間委員

同僚議員の一般質問のところと少しかぶりますが、音楽室、理科室、パソコン室などの特別教室に冷房が設置されていないことについて、普通教室の空調設備の更新に併せて検討する旨のご答弁がありました。普通教室の空調設備の更新はいつ頃を予定しているのでしょうか。また、体育館の空調設備の設置工事と比べ、実施時期はどの程度前後するのでしょうか。特別教室への冷房設置の見通しを含めてお示しください。さらに、予算の確保が困難な場合にはリース契約を活用して整備を進めることはできないのでしょうか。リース方式の導入について、これまでの検討状況と今後の方針をお示しください。

○教育施設課長

こちらまさきの一般質問でお答えいたしておりましたとおり特別教室への空調整備につきましては、教育環境の改善に向けて普通教室への空調整備更新と併せて、関係部署と協議しつつ、引き続き検討してまいりたいと考えております。

なお、普通教室の空調設備の更新時期についてはいずれまいります。現時点で具体的にいつ頃との明確な答弁はいたしかねるところでございます。また、現在、御承知のとおり学校体育館の空調設備の整備について、最優先に取り組んでいるところでございます。先ほどの答弁

と重なりますが、現時点で特別教室への空調整備方針が未定であることから実施時期や見通しについては、答弁いたしかねるところでございます。

特別教室の空調整備の設置につきましては、さきの一般質問でお答えしておりましたとおり概々算とはなりますが、全校整備した場合、10億円から15億円程度の事業費がかかる試算となっております。また、特別教室への空調設置に伴う電気設備工事などの附帯工事や配線工事等の追加工事については加味していないため、事業費については実施設計を行いますと大きく変動する可能性がございます。今、委員ご指摘のリース方式に照らし合わせたとしても、受変電設備改修工事などの附帯工事は別途必要となり、財政負担や工事期間の調整等について課題がございます。

現在、学校体育館への空調設備の整備について、最優先に取り組んでいるところでございます。先ほどご答弁いたしましたとおり普通教室への空調設備更新と併せて特別教室への空調設備の整備につきましては、今、ご指摘のありましたリース方式を含めて関係部署と協議しつつ、引き続き検討してまいりたいと考えております。

○藤間委員

予算が限られているという中で順番をつけていくというのは、必要なことであろうと理解はしております。ただやはりですね、非常に市民の方からすれば「あっちの学校はついたけど、うちはまだ」みたいなのは非常に気になるところでございますので、行政としまして当然、優先順位が必要なことは理解いたしますがつけた後にもこういう理由でこっちから先なんです。あるいはこちらにもこのぐらいにつきますよ。という形で「納得感」というのが大事だと思っております。これはですね、我々議員も恐らく尋ねられることだと思いますのでこのロードマップをつくる、理由づけをする、ご理解をお願いする。そういったところが必要なんじゃないかなと思っております。私からは以上でございます。

○委員長

ほかに質疑はございませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。お諮りいたします。本件については、調査数終了とすることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本件は、調査終了とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から1件について、報告したい旨の申出があっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「庄内保健福祉総合センター浴場におけるレジオネラ属菌の検出について」、報告を求めます。

○社会・障がい者福祉課長

「庄内保健福祉総合センター浴場におけるレジオネラ属菌の検出について」、報告いたします。

資料1をお願いいたします。飯塚市綱分771番地1に所在する庄内保健福祉総合センター浴場において、令和8年7月27日に福岡県公衆浴場法施行条例第4条第2項第11号に規定されている定期水質検査において、男性浴槽水から採取した検体から基準値を超えるレジオネラ属菌が検出されました。このことに伴い、当該施設においては厚生労働省の基準等に従い、早期の浴場利用を中止し、浴場利用者の安全確保に努めたものです。

令和8年7月27日採取の検査結果は、8月19日に検査機関である株式会社CRC食品環

境衛生研究所から本市へ、レジオネラ属菌が検出された旨の報告がありました。この報告を受け、同日午後から緊急対応、浴場利用中止を行いました。浴場利用の最終日は8月19日となり、それまでの間に浴場を利用された方々の健康被害が懸念されましたが、幸いその健康被害の報告はありませんでした。

同日8月19日に浴場管理業務を委託している公益社団法人 飯塚市シルバー人材センターと本市において今後の対応協議等を行い、早期の浴場再開に向け、福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所を含めた指導を受け、8月21日に配管、浴室等の洗浄・消毒、8月23日に浴場の清掃等、8月24日に水質検査を実施しました。水質検査には2週間ほどの期間を予定しておりましたが、9月1日に再検査機関である株式会社CRC食品環境衛生研究所からレジオネラ属菌不検出、基準値未満の通知を受け、検査結果が正常であったことから、9月2日から浴場の営業を再開しました。

7月27日からこれまでの間、レジオネラ症の健康被害と浴場利用の中止により、多くの皆様にご心配とご不便をおかけしましたことをおわび申し上げます。

庄内保健福祉総合センター浴場につきましては、日頃より、厚生労働省の公衆浴場における衛生等管理要領及び福岡県公衆浴場法施行条例を遵守し、適正な管理運営に努めておりますが、今後もより一層の衛生管理に努めてまいりたいと考えております。

以上、簡単ですが「庄内保健福祉総合センター浴場におけるレジオネラ属菌の検出について」、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○石川委員

この水質検査、検体提出が令和8年7月27日月曜日ということですが、これの以前は、いつ提出されたのでしょうか。その結果は多分、検出なしという結果だと思うんですけども。

○社会・障がい者福祉課長

この水質検査につきましては、年に2回実施しておりまして、前回は令和8年2月の実施であります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。